

## 平成 27 年度（第 1 回）リスク管理・コンプライアンス委員会 議事概要

- 1 日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木） 14：00～14：50
- 2 場 所：独立行政法人勤労者退職金共済機構 19 階役員会議室
- 3 出席者：理事長、理事長代理、理事 2 名、外部有識者委員、総務部長、資産運用部長、システム管理部長、業務運営部長、建設業事業部長、清酒製造業・林業事業部長、勤労者財産形成部長  
(総務部両次長、勤労者財産形成部次長、総務課長)

### 4 要 旨

- (1) 総務部長より本委員会の趣旨の説明
- (2) 外部有識者委員の紹介
- (3) 理事長挨拶
- (4) 機構のリスク管理体制の整理  
総務部長より資料に基づき機構のリスクを大別整理し、各々を管理する組織の活動実態について紹介。
- (5) 機構を取り巻くリスク管理項目及びリスク評価一覧について説明  
事務局が作成したリスク管理項目及びリスク評価一覧（案）（以下「リスクマップ」という。）を説明し、部署ごとにリスクマップを作成することを要請。

### 5 主な内容

#### ○ 理事長挨拶

平成 27 年 4 月 1 日施行の改正独法通則法の大きな柱がガバナンス強化で、ガバナンスの強化とは内部統制の仕組み作りと監事権限の強化である。

内部統制には 4 つの要素がある。第一は業務の有効性や効率性のチェックであり、当機構においては業務運営・推進会議により PDCA サイクルが十分に機能している。第二は財務の健全性であり、民間では最も重要視するところである。平成 27 年 4 月 1 日付けで設置した監査室の強化をする一方で、会計検査院による検査等もある。第三は法令等の遵守であり、当委員会で所掌することとなる。最後に資産の保全であり、総務部の通常業務の一環として既に行われている。

内部統制の総仕上げとしてこのリスク管理・コンプライアンス委員会を立ち上げた。本委員会はコンプライアンス以外にもリスク管理を担っているが、そのうち資産運用に関する部分は資産運用委員会が担っている。それ以外のリスクについては部署ごとのリスクを洗い出して、この委員会で共有したい。機構全体のリスクにつ

いては内部統制担当理事のラインで洗い出して欲しい。

リスクの共有ができれば対応策もできるし優先順位もできる。この独法通則法の改正は民間で行われていた内部統制のあり方をひとつのモデルとして国が取り上げたものである。民間のガバナンスについて知見のある外部有識者委員には、是非、外部の目でご意見を賜りたい。

(以 上)